

議論を重ね、共に成長し、楽しく成果を生み出す！

国際第3委員会 委員長
岡村 東熙 氏
(所属：ブラザー工業株式会社)



interview

自己紹介

入社以来、知財部に所属。プリンター及び工作機械に関する国内外の出願・権利化業務を中心に従事。社内では中国出願に関する原稿チェックも担当。

2023年度よりJIPA国際第3委員会に所属。2024年度に小委員長を務め、2025年10月から委員長に就任。

趣味はバスケットボール（とはいっても約5年のブランクを経て最近再開したところです）。

が最新の知財情報や注目すべき判例などを自由に紹介することで、知見の共有と議論の活性化が図られています。これにより、委員それぞれの専門性を活かした情報交換の場としても機能しています。

委員会の最後には懇親会が開催され、委員長や異なる小委員会の小委員長・委員との距離が縮まり、和やかな雰囲気の中で交流が深まるのも魅力のひとつです。このような委員会運営を通じて、研究テーマに基づく論説の作成も着実に進められています。

Q 研究テーマとそれらを選んだ背景・理由は？

国際第3委員会は、中国・韓国・台湾の主に特許・実用新案を対象として調査・研究を行っています。

2025年度の研究テーマは以下の通りです。

第1小委員会：中国におけるAI関連発明の調査研究

第2小委員会：中国の数値限定発明に関する裁判例の調査

第3小委員会：中国専利権の間接侵害の認定の近年の動向

第4小委員会：中国専利権侵害対応実務マニュアル（第2版）の改訂

国際第3委員会では、委員募集時に、希望する国・地域や、権利化前や権利化後などの関心領域についてヒアリングを行い、その希望に沿って小委員会を編成します。そして、各小委員会にて、最新の動向や実務的な有用性などの観点から協議を重ね、委員が納得感を持って取り組める研究テーマを決定しています。

今年度は、第1～3小委員会では、AIの発展や近年注目されている判例の情報などを踏まえて、委員のみなさんの関心が高いテーマに取り組むことにしました。また、今年度の第4小委員会では、「中国専利侵害訴訟実務マニュアル（第2版）」の改訂に向けて調査を行っております。具体的には、近年の法改正や重要判例に関する情報収集や、中国での訴訟について現地代理人へのヒアリングなどを行い、みなさんの実務に直結するような情報をまとめています。

Q 委員会の特長／魅力は？

毎月開催される委員会では、まず全委員が参加する「全体委員会」にて、関連事項の共有や各小委員会の活動状況の報告が行われます。全体委員会は、各小委員会の方向性を確認し、委員間で意見交換を行う重要な場として機能しています。

その後、各小委員会に分かれて活動を行います。各小委員会では研究テーマに関して、様々な業種・年代・経歴の異なる多様なメンバーが集まり、活発な議論が展開されています。また、各小委員会では「トピックス紹介」の時間も設けられており、各委員



さらに、対外活動を通じて、各国の知財制度の改善に向けた働きかけを行うことも可能です。例えば、各国の特許庁に対して制度上の課題や要望を共有したり、外部機関との意見交換を通じて提案や協議を行ったりすることができます。このような活動は、通常の知財業務では得難い貴重な経験であると同時に、制度形成に関与する機会でもあり、高い意義とやりがいを感じられるものです。

Q 委員会としてのこだわりは？

今年度より、国際第3委員会ではスローガンとして「議論を重ね、共に成長し、楽しく成果を生み出す！」

を掲げています。このスローガンのもと、委員一人ひとりが主体的に取り組むことで、委員会活動を通じた企業人としての成長と、企業の知財活動へのフィードバックの実現を意識しています。

委員会活動では、実務目線を重視した議論や取り組みを通じて、コミュニケーション力、リーダーシップ、プレゼンテーション力などの力が培われていきます。これらのスキルは、委員自身の成長につながるとともに、各社の業務に活かされ、成果として還元されることで、各企業の知財活動のさらなる発展に寄与することを目指しています。